



登録及び補助金交付申請の手引き



高齢者居場所づくり事業

高齢者居場所づくり事業は、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所を創るため、実施場所の登録と登録した実施場所の改修費用や備品等購入の費用を補助金として交付するものです。

一人ひとりが、それぞれの人生の主役です。地域の中で人とつながり、居場所があって、役割があって、することがある。集う人々が「やらされ感や義務感」ではなく、「やりがい感や満足感」が生まれる場所、本市ではそのような居場所づくりを目指しています。

(平成 30 年 8 月 1 日)

枚方市 長寿社会部 地域包括ケア推進課

登録及び補助金交付申請の手引き

高齢者居場所づくり事業に関しては、この資料以外に次の2つの資料があります。

- 高齢者居場所づくり事業の説明資料
- 高齢者居場所づくり事業の様式集

目次

1. 高齢者居場所の活動要件	3ページ
2. 高齢者居場所としての登録	4ページ
3. 高齢者居場所の活動報告	4ページ
4. 登録の手続きの流れ	5ページ
5. 補助金の交付申請	6ページ
6. 補助金の手続きの流れ	7ページ
7. 補助金の交付と実績報告	8ページ

枚方市 長寿社会部 地域包括ケア推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話：072-841-1458（直通） FAX：072-844-0315

E-mail：houkatsu@city.hirakata.osaka.jp

1. 高齢者居場所の活動要件

高齢者居場所として登録するには、次の活動要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 3年以上継続して活動を行う意思を有すること。
- (2) 月2回以上、1回あたり概ね90分の活動が行われていること。
- (3) 市内に居住する高齢者5人以上が参加する見込みであること。
- (4) 活動するための場所は、12㎡以上であること。
- (5) 特定の者に参加を限定していないこと。
- (6) 飲食代や材料費等の実費負担を除き、参加費は無料であること。
- (7) ひらかた元気くらわんか体操（※）などの介護予防活動を取り入れること。
- (8) 年に1回参加者数等の報告を行い、情報の公開（インターネット等）に同意すること。
- (9) 活動が営利・政治・宗教活動を目的としたものでないこと。
- (10) 暴力団、暴力団員の統制下でないこと。

（※）「ひらかた元気くらわんか体操」は、枚方市のご当地体操です。



ひらかた元気くらわんか体操は、3つの体操を順番に行う約10分の体操です！

仲間と一緒に体操することで、転ばない身体をみんなと一緒に作りましょう！

「ひらかた元気くらわんか体操」は3つの体操に3つの効果があります。

ラジオ体操第1	柔軟性など
ロコモ体操（片足立ち・スクワット）	筋力・バランスアップ
ひらかた体操（枚方市オリジナル体操）	脳の刺激

2. 高齢者居場所としての登録

高齢者居場所として市に登録されると、市のインターネット等で広報するため、活動の内容を周知することができます。また、実施場所の改修費用や備品等購入の費用として活用できる補助金の交付申請をすることができます。高齢者居場所として登録する場合は、「枚方市高齢者居場所づくり登録申込書兼同意書」を市（地域包括ケア推進課）に提出してください。

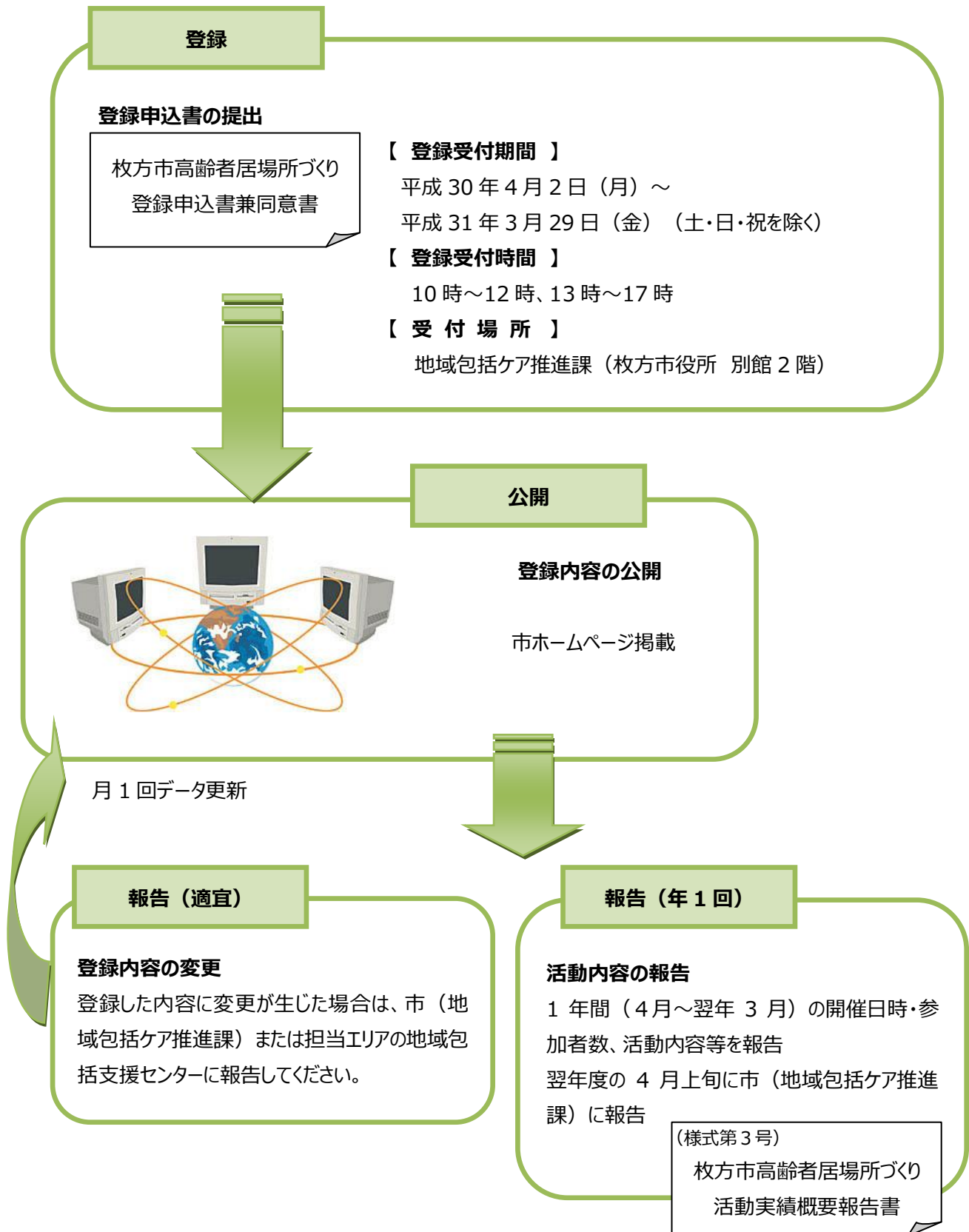
3. 高齢者居場所の活動報告

高齢者居場所づくり事業として登録した次の（１）～（６）の内容に変更がある場合は、市または担当エリアの地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）に報告してください。

- （１）居場所の名称
- （２）居場所の所在地・参加定員
- （３）連絡先の電話番号・FAX 番号
- （４）活動日・活動時間
- （５）活動内容
- （６）参加費（実費負担額）

また、上記の変更時の報告とは別に、1年間（4月～翌年3月）の開催日時、参加者の数（65歳以上の人数・65歳未満の人数）、活動内容等をまとめて翌年度の4月上旬に「（様式第3号）枚方市高齢者居場所づくり活動実施概要報告書」を市（地域包括ケア推進課）に報告してもらいます。

4. 登録の手続きの流れ



※ 「登録」と「補助金の交付申請」を同時に行うことも可能です。

5. 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付対象者

高齢者居場所づくり事業の登録をしていること。

※居場所の所在地がある小学校区内で、既に2か所以上に、居場所に対して高齢者居場所づくり補助金を交付している場合は、地域格差や不均衡が生じないように、申請書類の受付の可否について第1層協議体で検討させていただきます。なお、第1層協議体は平成30年12月の開催を予定しています。開催前に予算上限に達する場合がありますのでご了承下さい。

(2) 補助額・対象経費

補助対象となる経費は、登録した居場所1か所につき次の区分に掲げる経費として20万円を上限に補助金を交付します。(1回限り) (平成30年度は、先着順で約50か所)

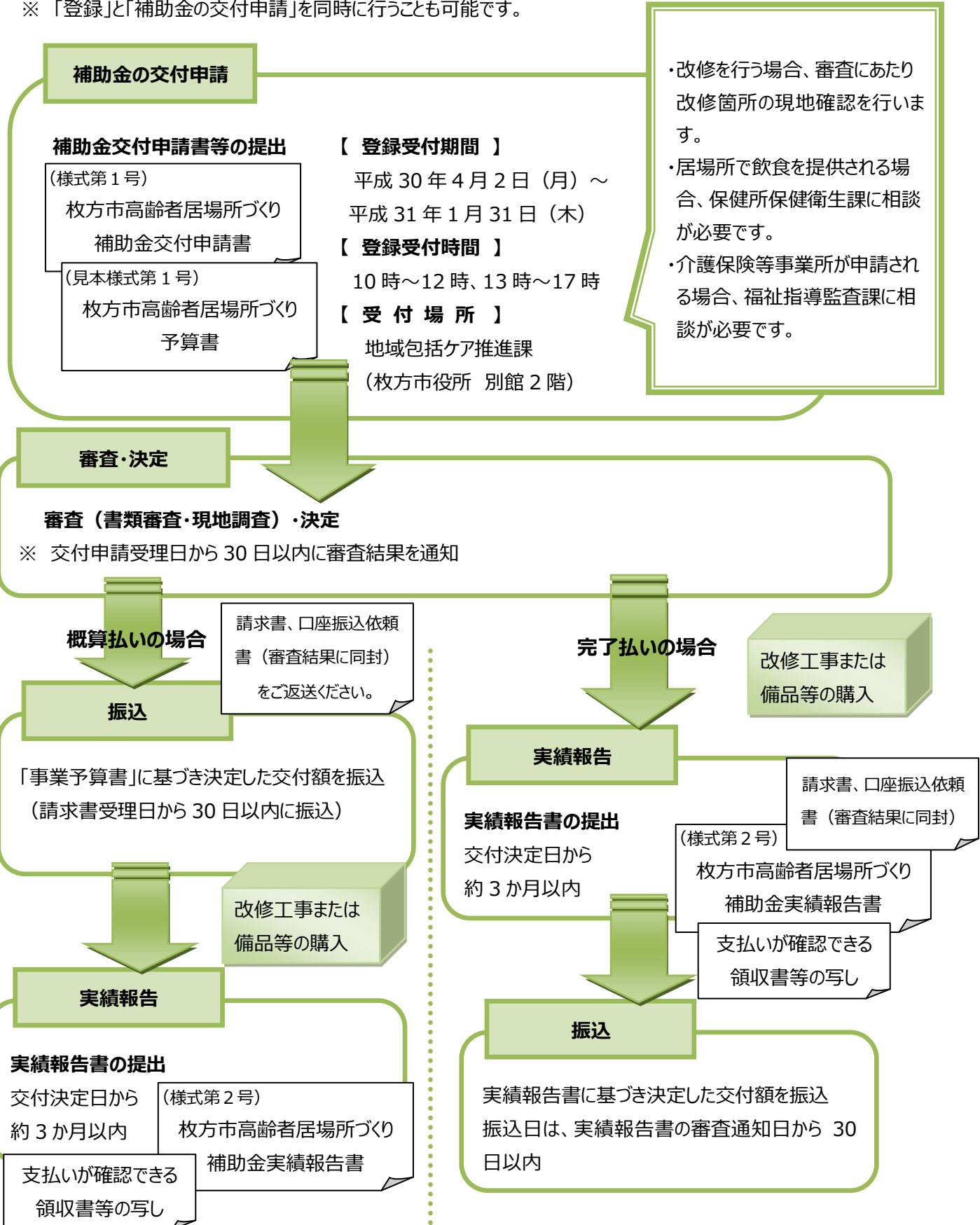
ただし、改修費が対象とならない施設(※)については、補助額の上限額が10万円になります。

区分	対象経費	備考
改修費	たたみ張替え、障子張替え、手すりの設置、床材の滑りにくい素材への取り替え、引き戸等への扉の取り替え、雨漏り修繕、壁紙の交換、照明器具・エアコン設置工事 その他、建物等を居場所として利用できる状態にするための改修に要する費用	【(参考) 改修費の対象の施設】 個人所有の住居や空き家、空き店舗、地域住民団体所有の自治会館等
備品等購入費	段差解消のための可動式スロープ、滑り止めマット、エアコン、暖房器具、 血圧計、体重計、体脂肪計、AED、ポット、食器、机、いす、座布団、本棚、ラジカセ、DVDプレーヤー、プロジェクター、スクリーン、その他、居場所の運営に必要な備品の購入に要する費用	他の助成事業と重複する場合は、当該補助金の額を減額することがあります。
介護予防用品	運動用品(スポーツ用具、体操用マット、セラバンド、バランスボール、ノルディックポール等) レクリエーション用品(囲碁、将棋、オセロ、本、CD、カラオケ、テレビ等)	

(※)「改修費が対象とならない施設」とは、現在営業している喫茶店等の個人商店や介護保険等事業所など、同一場所で別の事業を実施している施設です。

6. 補助金交付の手続きの流れ

※ 「登録」と「補助金の交付申請」を同時に行うことも可能です。



7. 補助金の交付と実績報告

枚方市高齢者居場所づくり補助金交付の申請をする場合は、「（様式第 1 号）枚方市高齢者居場所づくり補助金交付申請書」及び「（見本様式第 1 号）枚方市高齢者居場所づくり予算書」及び添付書類を市（地域包括ケア推進課）に提出してください。

（1）補助金の交付

補助金については、補助金交付申請書等の審査・職員による現地調査を経て、補助金の交付を決定した後にお支払いします。補助金の交付の方法は、「概算払い」と「完了払い」の 2 つの方法があります。

概算払い	完了払い
予算書に基づき、改修または備品等の購入前に支払いします。（最短でも補助金交付申請書を提出された月の翌月末になります。）改修工事の終了または備品等の購入後に、実績報告書及び領収書の写し・請求書等の提出により精算するものです。	改修または備品等の購入後に予算書に金額を記載し、補助金交付決定後に実績報告書及び領収書の写し・請求書等の提出により、実際に要した費用を支払いするものです。

（2）実績報告

補助金交付の決定通知に基づき、改修工事の開始または備品等の購入を行ってください。

改修工事の終了または備品等の購入後に「（様式第 2 号）枚方市高齢者居場所づくり補助金実績報告書」及び領収書の支払いが確認できる書類の写し等を提出してください。

概算払いにより、予算書の額より交付した補助額を実支出額が下回った場合は、その差額を返還いただきます。なお、領収書の写しなど実績に関する書類については、10 年間の保管をお願いします。

※ 交付決定通知日から 3 か月以内に必ず実績報告の手続きをしてください。

※ 請求書、（様式第 2 号）補助金実績報告書は、（様式第 1 号）補助金交付申請書に記入した住所、

団体名で記入して下さい。

※ 領収証の名前は、代表者の名前もしくは団体名で発行して下さい。

(3) 補助金交付申請内容の変更

補助金交付決定後に、交付申請内容が変更となる場合は、必ず事前に市（地域包括ケア推進課）との協議が必要です。協議のうえで、「（様式第4号）枚方市高齢者居場所づくり補助金変更交付申請書」の提出が必要となる場合があります。

(4) 補助金交付申請の取り下げ

補助金交付決定後に、交付申請内容を中止する場合は、事由発生後すみやかに、「（様式第5号）枚方市高齢者居場所づくり補助金取下申請書」を市（地域包括ケア推進課）に提出してください。

(5) 補助金交付の取り消し

次に示す内容に1つでも該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、取り消しに係る部分の補助金を返還いただきます。

- 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 法令、条例、規則、補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- 3 補助金を他の用途に使用したとき。
- 4 補助対象行為により取得し、または効用が増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供したとき。
- 5 補助金交付の実績を確認できないとき。
- 6 暴力団等であることが確認されたとき。